

経営相談 Q & A

下請法改正ポイントについて

Q

私は中小企業の経営者です。令和8年1月1日から「通称：下請法」（下請代金支払遅延等防止法）が改正され、「通称：取適法」（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）として新たに施行されたと聞きましたが、その内容について教えてください。

A

取引の適正化と価格転嫁の促進を図るため、規制及び保護の対象が拡大されたほか、協議に応じない一方的な代金決定や手形払い等が新たに禁止行為に追加されるなど、法改正が行われました。概要は以下の通りです。

■主な改正内容

（１）用語の見直し

「下請」という言葉には、委託側と受託側の上下関係を連想させるため、従来の「親事業者」は「委託事業者」に、「下請事業者」は「中小受託事業者」に変更されます。その他にも、次のとおり変更されます。

改正前	改正後
下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

（２）適用基準の拡大

①事業者の基準の見直し

これまでの資本金基準に加え、従業員数による基準が新たに追加されます。

②対象取引の追加

従来の製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託に加え、新たに「特定運送委託」が追加されました。

これまでは独占禁止法により規制されていましたが、無償で荷役・荷待ちをさせられる問題を受け、取適法の対象に追加されました。

○取適法の適用基準（赤字：法改正で追加）

取引の内容	○物品の製造委託・修理委託・特定運送委託 ○情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る)	
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者	中小受託事業者
	資本金3億円超	資本金3億円以下 (個人含む)
	資本金1千万円超 3億円以下	資本金1千万円以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 300人超	常時使用する従業員300 人以下(個人含む)

取引の内容	○情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く)	
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者	中小受託事業者
	資本金5千万円超	資本金5千万円以下 (個人含む)
	資本金1千万円超 5千万円以下	資本金1千万円以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 100人超	常時使用する従業員100 人以下(個人含む)

※以上の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する事業者

（３）新たな禁止行為の追加

委託事業者に対して、以下の行為が新たに禁止されます。

①協議に応じない一方的な代金決定

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます。

②手形払等

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます。

(4) 面的執行の強化

事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます。

(5) その他

- ・委託内容の明示に当たっては、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどでも可能になります。
- ・正当な理由なく委託事業者が製造委託等代金を減額した場合、減額部分についても遅延利息の支払い対象になります。
- ・自社製品の製造に使用していた型などの製造を委託する場合、現行は金型のみ製造委託の対象物品となっていました。金型以外の木型や治具など、金型以外の型等も対象になります。

■委託事業者に課される義務と禁止行為

取適法では、委託事業者に対し中小受託事業者との取引で適正な対応を求めるため、次の4つの義務と11の禁止行為が課されています。

なお、違反した場合には、勧告、指導のほか、50万円以下の罰金が科されることがあります。

○義務事項

項 目	具体的な内容
①発注内容等の明示	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること。
②取引記録の作成・保存	取引完了後、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること。
③支払期日の設定	中小受託事業者へ発注した物品等を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること。
④遅延利息の支払い	支払遅延や減額等を行った場合は、物品等を受領日から60日を経過した日から実際に支払う日までの日数や減じた額に応じ、中小受託事業者に対して年率14.6%の遅延利息を支払うこと。

○禁止事項

項 目	具体的な内容
①受領拒否	発注した物品や成果物の受領を拒否すること。 〔発注の取消しや納期の延長等を理由に納品物を受け取らない場合も含む〕
②製造委託等代金の支払遅延	発注した物品等を受領日から60日以内で定めた支払期日までに代金を支払わないこと。また、「手形の交付」や「電子記録債権や一括決済方式のうち、中小受託事業者が支払期日までに代金相当額の金銭と引き換え困難なもの」が禁止される。
③製造委託等代金の減額	発注時に決定した代金を発注後に減額すること。なお、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止される。
④返品	発注した物品等を受領後に返品すること。ただし、不良品等の場合は受領後6か月以内であれば返品可能となる。
⑤買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べて著しく低い代金を不当に設定すること。
⑥購入・利用の強制	委託事業者が指定する製品、原材料等の購入や保険、リース等の利用を強制し、その対価を負担させること。
⑦報復措置	中小受託事業者が、委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に通報したことを理由に、取引停止・数量の削減などの不利益に取り扱うこと。
⑧有償支給原材料等の対価の早期決済	委託事業者が有償で支給する原材料等を用いて中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合に、製造した物品代金の支払日より早く、原材料等の代金を支払わせること。
⑨不当な経済上の利益の提供要請	委託事業者の利益のために、中小受託事業者に対して金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。
⑩不当な給付内容の変更・やり直し	発注の取消しや変更、物品等を受領後のやり直しや追加作業などを行わせる場合に、委託事業者がその費用を負担しないこと。
⑪協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わず、一方的に代金を決定すること。

■おわりに

中小受託事業者は委託事業者との取引で、取適法に違反していると思ったら、公正取引委員会の相談窓口（0120-060-110）に相談してください。また、委託事業者も疑問点等があれば相談することができます。本稿では概要等について説明しましたが、委託事業者および中小受託事業者は法律の趣旨と内容をよく理解し、対等な協力関係を築いてください。（岡村俊幸）